

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成30年2月1日

TOPIC 4月から…、キャリアアップ助成金が変わります

キャリアアップ助成金とは？ 今回は“正社員化コース”のご案内です。

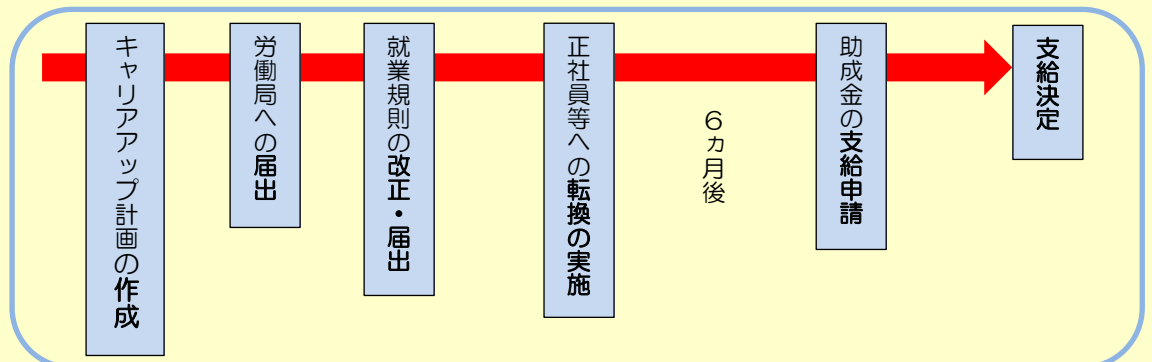
非正規労働者を正規雇用労働者に転換、または直接雇用した場合に助成されます。

転換の形態	1人当たりの助成額	
	通常の場合	生産要件を満たす場合
① 契約期間のあるパート ⇒ 正社員	57万円	72万円
② 契約期間のないパート ⇒ 正社員	28.5万円	36万円
③ 期間社員 ⇒ 正社員	57万円	72万円
④ 契約期間のある社員・パート ⇒ 契約期間を無くすだけ	28.5万円	36万円
⑤ 派遣労働者 ⇒ 正社員として直接雇用	85.5万円	108万円
⑥ 派遣労働者 ⇒ 契約期間をつけて直接雇用	57万円	72万円

- ・①～⑥、すべて転換前に6ヵ月以上在籍(派遣されている)が必要です。
- ・正社員転換以外の④～⑥については、転換前の基本給より、5%以上UPしているが必要

受給までの流れ ただ転換するだけではNGです。

助成金の活用にあたっては、事前に「キャリアアップ計画」の作成・届出が必要です。



- ◆キャリアアップ計画の作成から転換の実施までには、1～2ヶ月程度の期間がかかるため、対象者がいる場合、早目の準備が必要です。

4月からの改正点

- ・転換前に6ヵ月以上在籍だけでなく、3年以下の在籍期間であることが追加されます。
- ・正社員転換にも、給料UPの要件が追加されます。
(転換前6ヵ月と転換後6ヵ月を比較して5%以上の給与増額が必要。)

すでに計画を出されている事業所の皆様へ

- ・現在と同条件で正社員へ転換したいなら…、
給料UPの要件が追加される前の3月中の転換をお勧めします！
- ・3年以上在籍している方を正社員に転換、雇用期間を無くすなら…、
在籍期間3年以下に限定されてしまう前の3月中の転換をお勧めします！

正社員化だけでなく、
派遣労働者の直接雇用も対象

事前の届出等が必要！！

活用したい場合は、
早めに教えて下さい

在籍3年以上の方は、
対象から外れます